

六 収益等の計上に関する通則

改 正 後	改 正 前
<p>(販売代金の額が確定していない場合の見積り)</p> <p>2-1-4その確定した日の属する事業年度(その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度)の益金の額又は損金の額に算入する。</p>	<p>(販売代金の額が確定していない場合の見積り)</p> <p>2-1-4その確定した日の属する事業年度の益金の額又は損金の額に算入する。</p>
<p>(相当期間未収が継続した場合等の貸付金利息等の帰属時期の特例)</p> <p>2-1-25 (1) (2) 債務者につき会社更生法若しくは金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の規定による..... (3) (4) 会社更生法若しくは金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の規定による更生計画の認可の決定..... (注)1実際に支払を受けた日の属する事業年度(その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度)の..... 2</p>	<p>(相当期間未収が継続した場合等の貸付金利息等の帰属時期の特例)</p> <p>2-1-25 (1) (2) 債務者につき会社更生法の規定による..... (3) (4) 会社更生法の規定による更生計画の認可決定..... (注)1実際に支払を受けた日の属する事業年度の..... ... 2</p>
<p>(償還有価証券の範囲)</p> <p>2-1-33 (1)</p>	<p>(償還有価証券の範囲)</p> <p>2-1-33 (1)</p>

(2)

(3)

(4) **令第119条の14《償還価証券の帳簿価額の調整》に規定する転換社債の転換価額**.....

(5)

(6)

(7)

イ 1-5-5《外貨建ての転換社債型新株予約権付社債の権利行使があった場合の資本積立金額》に定める転換社債型新株予約権付社債以外の新株予約権付社債（新株予約権付社債に係る取得価額につき社債と新株予約権とに合理的に区分して経理している場合の社債部分を除く。）

ロ

ハ

(注)1 **上記(4)の令第119条の14に規定する転換社債には、1-5-5に定める転換社債型新株予約権付社債が含まれるものとする。**

2 **上記(7)ロ及びハは、**

(将来の逸失利益等の補てんに充てるための補償金等の帰属の時期)

2-1-40

.....**将来の逸失利益又は経費の発生等当該事業年度後の各事業年度（その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度）において**.....

(2)

(3)

(4) **転換社債の転換価額**.....

(5)

(6)

(7)

イ 新株引受権付社債（新株引受権付社債に係る取得価額につき社債と新株引受権とに合理的に区分して経理している場合の社債部分を除く。）

ロ

ハ

(注) **上記(7)ロ及びハは、**

(将来の逸失利益等の補てんに充てるための補償金等の帰属の時期)

2-1-40

.....**将来の逸失利益又は経費の発生等当該事業年度後の各事業年度において**.....